

調 査 の 概 要

1 調査の目的

国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び立案に必要な基礎資料を得ることを目的とするものであり、1986(昭和61)年を初年として3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は簡易な調査を実施することとしている。

2025(令和7)年は、14回目の大規模調査を実施した。

2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票及び健康票については、2020(令和2)年国勢調査区のうち後置番号1及び8から層化無作為抽出した5,530地区内のすべての世帯(約30万世帯)及び世帯員(約65万4千人)を、介護票については、前記の5,530地区内から層化無作為抽出した2,500地区内の介護保険法の要介護者及び要支援者(約7千人)を、所得票及び貯蓄票については、前記の5,530地区に設定された単位区のうち後置番号1から層化無作為抽出した2,000単位区内のすべての世帯(約3万世帯)及び世帯員(約6万人)を調査客体とした。

ただし、以下については調査の対象から除外した。

①世帯票・健康票・介護票

次に掲げる、世帯に不在の者

単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者(おおむね3か月以上)、遊学中の者、社会福祉施設の入所者、長期入院者(住民登録を病院に移している者)、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者

②所得票・貯蓄票

上記「世帯票」で掲げる不在の者、世帯票調査日以降に転出入した世帯及び世帯員、住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舎に居住する単独世帯

注：1 「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査区、「8」はおおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮等のある区域をいう。

2 「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。

3 調査の実施日

世帯票・健康票・介護票 …………… 2025(令和7)年6月5日(木)

所得票・貯蓄票 …………… 2025(令和7)年7月10日(木)

4 調査の事項

世帯票 …………… 単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、公的年金の加入状況、就業状況等

健康票 …………… 自覚症状の状況、通院の状況、健康意識、こころの状態、がん検診の受診状況等

介護票 …………… 要介護度の状況、介護が必要となった原因、介護サービスの利用状況、主に介護する者の介護時間等

所得票 …………… 前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等

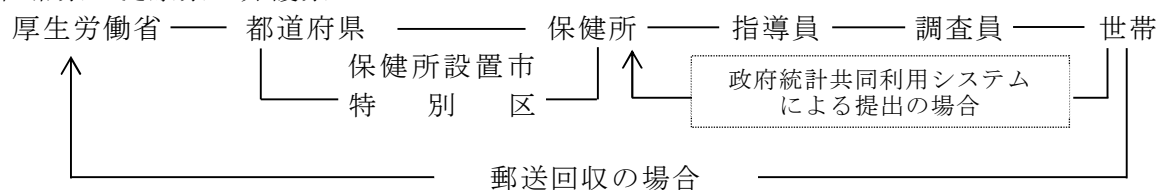
貯蓄票 …………… 貯蓄現在高、借入金残高等

5 調査の方法

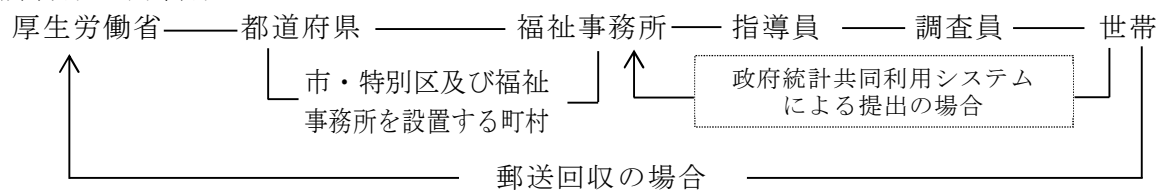
- ① 調査員が、世帯に調査票及びオンライン回答用書類を配布した。
- ② 世帯は、調査票に自ら記入し、後日、調査員に記入済み調査票を提出、又は政府統計共同利用システムにより回答した。なお、調査員が調査票を回収する場合、貯蓄票については密封回収とし、健康票及び所得票については、やむを得ない場合のみ密封回収とした。
- ③ 調査員が再三訪問しても不在で一度も面接できない世帯等、前記②による回収又は回答が困難な世帯については、調査員は、当該世帯に対して調査票郵送用封筒を配布の上、記入済み調査票を厚生労働大臣に対し郵送提出することを求めた。

6 調査の系統

① 世帯票・健康票・介護票



② 所得票・貯蓄票



7 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省政策統括官において行った。

なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

	調査客体数	回収客体数	集計客体数 (集計不能のものを除いた数)
世帯票・健康票	301,221 世帯	188,589 世帯	187,633 世帯
所得票・貯蓄票	27,901 世帯	17,500 世帯	16,921 世帯
介護票	7,459 人	5,950 人	5,260 人

※ 国民生活基礎調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計「国民生活基礎統計」を作成するための統計調査である。